

ちばやあかさか

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和53年5月末日現在)

世帯数	1,450戸
人口	6,072人
男	2,931人
女	3,141人

第71号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081代 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷



金剛山植物シリーズ

②

クリンソウ(九輪草)

サクラソウ科で山の湿地にはえ、全体に毛がない。花茎は高さ五〇センチ以上になり、二〜五段くらいに花を輪生するのが特徴である。葉は長さ二〇〜三〇センチになり、脈がへこむのでしわがより、縁に細かい歯が並ぶ。初夏のころに開花し、花は径約二・五センチ、五裂片が二裂しないのも他種と異なる点である。実は球形で、がくとだいたい同じ高さになる。名は九輪草で花が何輪もの層をなしているのでつけられた。

〔今月号の内容〕

◆クリンソウ(九輪草)	1頁	◆事業所統計調査	3頁
◆議会の動き	2頁	◆優良運転者表彰申請はお早目に	3頁
◆あなたも年金がうけられます	2頁	◆交通マナーを高めよう 死亡事故発生	4頁
◆南河内地区で初の 休日診療所	2頁	◆ツベルクリン(ツ反・BCG)予防接種	4頁
◆千早赤阪村農業委員会 委員一般選挙	3頁	◆電は豪雨の警告	4頁
◆村税メモ	3頁	◆アンケート調査ご協力 ありがとうございます	4頁
◆今月のキャンペーン	3頁		

議会の動き

昭和五十三年第一回臨時会は、
 四月十四日の一日の会期を持
 ち四案件について慎重審議の結果
 原案通り可決・承認されました。
 議決案件は次の通りです。

▽第十九号議案（即日原案承認）

専決処分（大阪府町村非常勤職
 員公務災害補償組合規約の一部
 変更の件）の承認を求めること
 について

（一部事務組合として狭山・美
 原医療保険センターの加入によ
 る規約変更）

▽第二十号議案（即日原案可決）

千早赤阪村議事局設置条例
 の制定について
 （五月一日から議事事務局を設置
 詳細については五月号広報参照）

▽第二十一号議案（即日原案可決）

千早赤阪村特別土地保有税審議
 会条例の制定について
 （土地利用、土地に関する税制
 について地方税法第六〇三条の
 第三項に基づき千早赤阪村特
 別土地保有税審議会を設置）

▽第二十二号議案（即日原案可決）

千早赤阪村議事局設置条例
 の制定について
 （五月一日から議事事務局を設置
 詳細については五月号広報参照）

あなたも年金がうけられます

過去の保険料がかけられるようになりました

国民年金に当然加入しなければ
 ならないのに加入しなかったり、
 長い間保険料を忘れ忘れていると
 年金はうけられません。今なら国
 民年金に加入し忘れている、保
 険料を忘れ忘れている、取戻すこ

とができます。
 実施期間
 53年7月から
 55年6月までの2年間
 保険料 一ヶ月 4,000円
 この特例でさかのぼってかけら

生 年 月 日	最 低 年 数
明44.4.2～明45.4.1	10年
45.4.2～大2.4.1	10
大2.4.2～3.4.1	10
3.4.2～4.4.1	10
4.4.2～5.4.1	10
5.4.2～6.4.1	11
6.4.2～7.4.1	12
7.4.2～8.4.1	13
8.4.2～9.4.1	14
9.4.2～10.4.1	15
10.4.2～11.4.1	16
11.4.2～12.4.1	17
12.4.2～13.4.1	18
13.4.2～14.4.1	19
14.4.2～15.4.1	20
15.4.2～昭2.4.1	21
昭2.4.2～3.4.1	22
3.4.2～4.4.1	23
4.4.2～5.4.1	24
5.4.2～	25

れるのは、当然加入すべき人の過
 去の保険料に限られています。
 まとめてかけることも、分けて
 かけることもできます。

国民年金には必ず加入しなけ
 ればならない「当然加入」と本人
 の希望により加入できる「任意加
 入」とがあります。

当然加入

当然加入しなければならぬ人
 とは、明治44年4月2日以後に生
 まれた20才から59才までの日本
 人で厚生年金や共済組合などに加入
 していない人。

任意加入

希望すれば加入できる人とは、
 20才から59才までの日本人で、厚
 生年金や共済組合などの加入者の
 配偶者や、国民年金以外から年金
 をうけているか又はうけることの
 できる人（その配偶者も含む）や
 昼間の学生などです。

老令年金をうけるには、保険料
 をかけた期間と保険料の免除をう
 けた期間を合わせて（昭和36年4
 月以後に厚生年金などに加入した
 期間、又国民年金に任意加入でき
 る人任意加入しなかった期間、
 「カラ期間」も含めて）60才まで
 年令に応じて一定の年数が必要で
 すので、納付期間は大丈夫か上の
 表でお確かめください。

特に35才以上の人に

今まで保険料を付けていない35
 才以上の人は、今から60才までか
 け金をしても老令年金をうける必
 要年数がたまりません。そのたりの
 分は、さかのぼってかけ金をし
 なければならぬが、今なら特
 例により一ヶ月4,000円であ
 けることができます。

60才をすぎた人も

かけられます

60才をすぎた人も、現在ほかの
 年金制度に加入している人も、国
 民年金に加入しなければならぬ
 期間があつて、加入手続をしてい
 なかった場合や、加入の手続はし
 たが保険料が未納だったという場
 合にも、一ヶ月4,000円で過
 去の分をかける特例納付をご利用
 になれます。

65才以上の人は

すぐ年金をうけられます
 65才以上の人は、年金をうける
 のに必要な期間の保険料をかける
 と、その翌月から年金がうけら

南河内地区で

初の休日診療所

みなさんも経験されたことと思
 いますが、休日に限って運悪く腹
 痛を起したり発熱するというこ
 がよくあるものです。

南河内地区では初めての事業と
 して、富田林・太子町・河南町及
 び千早赤阪村と取り組んで、みな
 さんが健康で安心して生活が送れ
 るようにと昨年から富田林病院の
 敷地内で建設を進めてまいりまし
 た休日診療所の工事が完成し、六
 月四日（日曜日）から休日の診療
 を開始致しております。

この診療所は、地元の医師会と
 薬剤師会のご協力を得て日曜日、
 祝日と年末年始（十二月二十九日
 から一月三日）に、従来実施して
 まいりました医師の在宅輪番制に
 かかわって定まった場所で医師二名
 薬剤師一名、看護婦二名とその他
 の職員によって応急的な医療を村
 民のみなさんに提供するものです

◎所在地 富田林市大字甘山四五

れますから、できるだけ早く一括
 納付するのが有利です。

◎ 65才を過ぎての分割納付は、
 一定期間かけると特例老令年金等
 がうけられることとなりますので
 それ以後は保険料もかけられなく
 なり、年金額もかなり低額になり
 ます。分割納付についてのくわし
 いことは、役場保険課年金係まで
 おたづねください。

すぐに手続を

加入の手続等は、ひとめ印をも
 った役場保険課年金係へお越し
 ください。

九二番地（富田林病院敷地内）
 ◎電話番号 〇七二二二八一
 一三三三

◎診療科目 内科・小児科

◎診療時間 日曜日・祝日・年末年始
 ◎受付時間 午前十時から十一時
 三十分までと午後一時から四時
 三十分まで

◎診察を受けられる方に

● 休日診療所で診察を受けられる
 方は健康保険証を忘れずにご持
 参ください。保険証を忘れたり
 ない方には、健康保険の適用は
 できませんから、くれぐれもご
 注意ください。

● 休日診療所は、休日に発生した
 急病者などのための診療所で、翌
 日からはかかりつけの医師が病
 院で診察を受けてください。

● 休日診療所では、受診申込書に
 体調の変化等記入いただきます
 ので、家族の健康状態に十分気
 をつけていただき、ちょっとした
 体調の変化もみのがさないよう
 うにしてください。

みんなの街です。美しく
吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

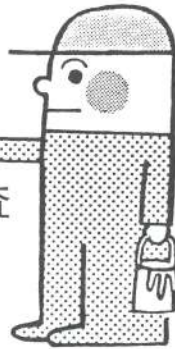
Sinkin Clean



吸わない人への思いやり 大切なエチケットです。

6月15日

事業所統計調査



来たる六月十五日には、全国いっせいに事業所統計調査が実施されます。事業所統計調査は、国勢調査と並ぶ国の最も基本的な統計調査で、事業所について産業・規模別等の構成を明らかにすることがねらいです。このため工場・店舗・会社・学校をはじめ国鉄・私鉄の駅・旅館・病院・官公庁などから神社仏閣にいたるまであらゆる種類の事業所を漏れなく調べる必要があります。

六月十五日から二十五日頃までに調査員が事業所にお伺いしますので、調査にご協力下さい。記入

①サラリーマンの場合
本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月から七月頃、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二か所以上から給与をもらっているため

③その他の人の場合
今年になって、五月末までに退職した人や、昨年中途で退職した人などは、この場合、昭和五十二年分の確定申告書を提出してない人は、期限後の確定申告をして特別減税を受けることになっていきます。詳しいことは税務署又は役場税務課へおたづねください。

◎還付を受けられる人
還付を受けられるのは、昭和五十二年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

◎還付方法とその手続き
還付を受けるには、昭和五十二年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

◎還付を受けられる人
還付を受けるには、昭和五十二年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

◎還付を受けられる人
還付を受けるには、昭和五十二年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

村税メモ

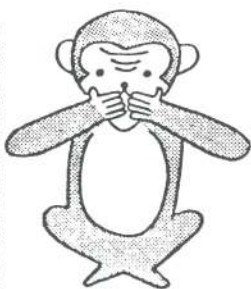
昭和五十三年度、村府民税第一期分の納期は六月末日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いしますので、この機会にぜひお納めください。

月 日	時 間	場 所
6月28日 (水)	午前9時～正午 午前9時～正午 午後1時～午後4時	川野辺集会所 桐山金泉寺 二河原辺集会所
6月29日 (木)	午前9時～午後3時 午前9時～午後3時 午前9時30分～午後3時	森屋青年会館 水分公民館 千早農協出張所
6月30日 (金)	午前9時～午後3時 午前9時30分～午後3時 午前9時～正午 午後1時～午後4時	中津原集会所 役場小吹台連絡所 上東阪集会所 下東阪集会所

今月のキャンペーン

今回、昭和五十二年分所得税の特別減税が行われ、つぎの金額が還付されることになりました。還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、昭和五十二年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。

◎事業所得者等の場合
事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末頃に税務署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに同封してある還付請求書用紙に所要の事項を記入して、税務署に送り返してください。そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取るようになります。



秘密は守られます

優良運転者表彰申請はお早目に!!

◎申請資格
○二輪以上の自動車を運転していること(但し原付一種・小型特殊自動車を除く)
○初級表彰は三年以上、中級は初級受賞後三年以上、上級は中級受賞後三年以上経過していること。

○過去三年間警察で行なう講習を毎年一回以上受けていること。
○必要書類
○自動車運転免許証(提示)
○安全講習受講カードの写し
○運転記録証明書
○初級・中級の表彰状(提示)
○運転記録証明書の申込み要領は次のとおりです。

○右記の期間交通違反(反則含む)交通事故、運転停止処分のないこと。

○初級・中級の表彰状(提示)
○運転記録証明書の申込み要領は次のとおりです。

証明書のお申し込みは、次により早めにして下さい。

表彰の種類	当事務所へ運転記録証明書の申し込み期間	警察署への表彰申請書提出期限
初級 中級 上級	7月1日～7月20日	8月7日

注：証明申請書に「優良運転者表彰用」と朱書していただければ6月20日からでも受け付けます。

※証明書の申し込み方法

申し込み区分	申し込み方法
直接申し込み	当事務所窓口へ
郵便局からの申し込み(郵便振替利用)	警察署交通課、派出所・駐在所、地区の交通安全協会から郵便振替用紙をもらい、所要事項を記入のうえ、手数料(一通につき600円)を添えて、遅くとも7月15日ごろまでに払い込むようにして下さい。

※会社が運転者本人に代って、まとめて申請されるときには「代理権授与通知書」が必要です。

※証明書ができるのは、直接申し込みの場合は約1週間郵便振替による場合には約2週間かかります。

自動車運転免許試験場内 自動車安全運転センター
大阪府事務所 571 門真郵便局私書箱第5号

TEL 06-909-5821 ~2

していただいたことがらは統計を作るために使用し、徴税など他の目的に使用することは決してありません。

千早赤阪村農業委員会
員一般選挙は七月十四日

選挙の日程は次のとおりです。
選挙期日の告示日 七月七日(金)
立候補届出期間 七月七日(金)～八日(土)
投票日 七月十四日(金)
立候補の届出の時間は午前八時三十分から午後五時までです。なお、詳細については千早赤阪村選挙管理委員会までおたずね下さい。電話二〇〇八一

交通マナーを高めよう

◎死亡事故発生

五月十四日十九時十分ごろ、富田林市常盤町交差点において、歩行者が横断歩道を通行中、マイクローバスの歩行者妨害が原因で死亡するというかなしい事故がおきました。

運転者の皆さん、交通のルールを再認識され、交通マナーの向上と次の事故防止のための、三大基本確認事項を厳守されるようお願いいたします。

①発進、後退時の安全確認

②右左折時の安全確認

③横断歩行者の安全確認
いつでも、どこでも安全確認のため、最大の努力をするのが、ドライバーとしてのつとめです。

この三つを確実に守れば、交通事故の七割が防止できます。
富田林警察署管内で発生する交通事故件数の七〇％以上は、管内に住んでいる運転者によって起きています。

何れも交通ルール無視と、マナーの低下によるものです。いまだ一度、道交法の頁を開き理解と認識をもちましょう。

最近、御婦人の方の第一種原付免許を受けておられる人が増えていきます。一種原付(五〇cc)は、定員一名と決められています。
幼稚園児、小学校児童の迎送用ではありません。ルールをよく守り、違反のない運転をお願いいたします。

◎運転者講習会の改正について

毎年、春と秋の交通安全運動に先がけて、講習会が開かれています。が、交通マナーの低下というか最

後まで受講する人は、なんと百数名、これではルールも、マナーも考える余地がありません。事故防止に努力されている関係者は、ただあきれ返っている次第です。
村民の皆さん、力を合せて事故防止に取組み、明るい平和な村作りを進進しようではありませんか。
次回の講習会から、免許証、講習カードは、講習終了後お返しすることになりました。ご協力の程お願いします。

◎過激派暴力集団の追放について

爆弾斗争や内ゲバ事件などは、まったく関係のない者まで巻きこえにする狂気の暴力です。
爆弾犯人は、アパートを借りたり、貸間や下宿住まいをしている場合が多いようです。そして、日常生活は普通の人と同じようにしています。次のような事柄について知ったときは、すぐ警察に連絡してください。

- ①時たま入居時の名前と違った名前と呼ばれる。
- ②親・兄弟との行き来や文通がない。何か用事があって声をかけると人一倍驚く。
- ③近所との交際をさける。
- ④若い連中が、友達とか親せきの者だといってさかんに出入りする。
- ⑤早朝とか深夜に人が集まった。仕事をふさいだり、必要以上にかぎをかけた。部屋の中を見られぬようにしている。
- ⑥戸や窓をふさいだり、必要以上にかぎをかけた。部屋の中を見られぬようにしている。

富田 林警察署
駐在所
千早赤阪村防犯委員会

乳幼児検診(ツ反・BCG)実施について

◎対象者

生後3カ月～48カ月までの乳幼児で、ツベルクリン反応検査を一度も受けていない人

◎検診

ツベルクリン反応とBCG

◎注意事項

- ①皮膚に疾患のある人は受けられません。
- ②接種日は風呂に入らないこと。
- ③ツベルクリン反応検査の局所はかいたりもんだりしないこと。
- ④ツベルクリン反応検査は四十八時間後に判定しますので、体温を測定してきてください。
- ⑤BCG接種後は薬が充分乾いてから着衣してください。
- ⑥母子手帳・印鑑を必ず持参してください。

実施場所 下記のとおり

日 程 表

ツベルクリン 接 種	判定及び BCG	時 間	場 所
7月17日 (月)	7月19日 (水)	午後1時～1時20分	川野辺(川辺英一氏宅前)
		1時30分～1時50分	水分(神社下共同貯蔵庫前)
		2時 ～ 2時15分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
		2時20分～2時40分	桐山(金泉寺下)
		2時50分～3時10分	森屋消防倉庫前
		3時15分～3時30分	森屋防除組合前
		3時40分～4時	役場庁舎前
7月24日 (月)	7月26日 (水)	午後1時10分～1時30分	吉年(東阪郵便局下)
		1時35分～1時50分	下東阪集会所前
		2時 ～ 2時15分	上東阪(辻アキノ氏宅前)
		2時20分～2時50分	千早(千早農協出張所前)
		3時 ～ 3時15分	小吹集会所前
		3時20分～3時35分	中津原集会所前
		3時40分～4時	小吹台連絡所

アンケート調査ご協力

ありがとうございました

結果については現在集計中ですが、分析結果が出来次第、広報により皆様方にお知らせするとともに、現在計画中の総合計画の参考資料といたしたいと思います。

雷は豪雨の警告

いったい何ミリの雨が降ったら危険か、ということは一概にはいえません。一時間三十ミリでも川があふれたり、反対に三十ミリ以上降っても大丈夫なところもあります。

したがって自分住んでいる場所の特性を正確につかんでおくことが大切です。大水が出やすい土砂崩れが起きます。大雨が出やすい土砂崩れが起きます。大雨が出やすい土砂崩れが起きます。

雨期に備えてあなたの宅地は安全ですか!!

と、よく聞こえるといった感じは、一時間五十五ミリ程度。雨の音で部屋の中のおたがいの声が聞きたれないときは、十二二十ミリのドシャ降りでも下水がたちまちあふれるときは二十三十ミリと考え

人は、とくに雨の降り方を監視することです。雨の降り方が激しく災害が起きやすい所に住んでいる人は、十分な注意が必要です。

雷は集中豪雨の警報として、とくに気をつけなければなりません。

役場や警察、消防署は、緊急時の避難場所や救助対策を常に検討していますので、その点よく調べておくことをお忘れなく。